平成２７年（フ）第１０３９号
東京都武蔵村山市本町４丁目９番地の３賀豊屋ビル203号
破産者　山口　裕子
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５１号
東京都町田市常盤町3230番地39
破産者　松崎　浩二
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６９号
横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―627号
破産者　株式会社サンレモ
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５０号
静岡県富士宮市山宮1277番地
破産者　株式会社赤池組
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６５４号
京都市右京区西京極北庄境町11番地
破産者　株式会社大翔印刷
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７２５号
京都府宇治市槇島町目川15
破産者　有限会社アイエムテック
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９０号
岡山市北区大元１丁目２番13号、旧住所岡山市南区福成１丁目７番８－６号
破産者　林　　信介
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２号
高知市帯屋町１丁目14番６号
破産者　株式会社高洋真珠
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２５号
埼玉県越谷市宮本町１丁目２－７－102
破産者　山崎　正仁
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５１６号
愛知県清須市春日落合211番地
破産者　有限会社インテリアサービス名北
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１８号
埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目10番２－1008号
破産者　有限会社佐野工業所
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２５号
埼玉県入間市大字小谷田429番地３
破産者　有限会社さんた
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１９４号
東京都港区南麻布５丁目３番地20号
破産者　ＢＭシンドウ株式会社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１９５号
東京都渋谷区広尾２丁目９－44
破産者　尾崎　孝信
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７５１号
東京都港区芝大門１丁目10番１号
破産者　ＭＳエイジア株式会社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９号
東京都日野市大字日野5994番地
破産者　横田　潤一
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
神奈川県平塚市明石町６番４
破産者　イルガフーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６号
岐阜県揖斐郡大野町大字桜大門652番地の２
破産者　有限会社指順木工
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
静岡市駿河区石部46番30号
破産者　清算会社有限会社月岡彰構造研究所
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２号
静岡県富士宮市野中975―26　森一浩方、住民票上の住所静岡県駿東郡長泉町納米里99番地の２ロイヤルヒルズ参番館102号
破産者　森　　久美
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６号
北海道帯広市西二十五条南３丁目47番地７
破産者　有限会社エヌ・ティ・エイチ・中山鉄筋
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５９２号
静岡県浜松市中区西浅田２丁目６番19号
破産者　有限会社ふじたかなすび
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係